

令和 7 年度

手賀沼農地防災事業
第二排水機場撤去実施設計業務

特 別 仕 様 書

(当 初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条 (目的) 第1-2条 (場所) 第1-3条 (土地の立入り等) 第1-4条 (低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	手賀沼農地防災事業 第二排水機場撤去実施設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、手賀沼農地防災事業の工事实施に利用するため、第二排水機場撤去に係る実施設計を行うものである。 本業務において対象とする第二排水機場の位置は、千葉県柏市千間橋地内で、別添業務位置図に示すとおりである。 準備作業の現地調査に必要な土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるものとする。 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和7・8年度(建設コンサルタント)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない
---	---

<

(照査技術者) 第 1 - 9 条 <

(設計条件)
第 2 - 2 条

(参考図書)
第 2 - 3 条

(貸与資料)
第 2 - 4 条

(参考図書及び貸与
資料の取扱い)
第 2 - 5 条

設計作業における設計条件は次のとおりである。
設計基本条件（旧機場撤去）
(1) 機場建屋 : RC 造 390m2
(2) ポンプ設備 : 横軸斜流ポンプ φ1,200×3 台 電動機
立軸斜流ポンプ φ500 ×2 台 電動機
(3) 除塵設備 : ① 形式 背面降下前面掻揚式
② 数量 3 基
③ 水路幅 3.7m
④ 水路高 4.6m
⑤ 操作方式 機側・遠隔
⑥ 設備構成 除塵機、コンベヤ

設計作業の参考にする図書は、設計業務共通仕様書第 2 - 1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土木構造物標準設計	国土交通省	平成 12 年 9 月
2	鉄筋コンクリート構造 計算規準・同解説	(社) 日本建築学会	平成 30 年 12 月
3	鉄筋コンクリート構造 計算規準・同解説	(社) 日本建築学会	平成 30 年 12 月
4	鋼構造許容応力度設計 規準	(社) 日本建築学会	令和元年 11 月
5	建築基礎構造設計指針	(社) 日本建築学会	令和元年 11 月
6	解説・工作物設置許可基 準	(財) 国土技術研究セ ンター	平成 10 年 11 月

貸与資料は次のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	貸 与 資 料	数量
業務報告書	令和 2 年度 全体実施設計手賀沼地区 全体実施設計書とりまとめ業務	1 式
業務報告書	令和 4 年度 手賀沼農地防災事業 手賀第二揚排水機場実施設計業務	1 式

第 2 - 3 条、第 2 - 4 条に示す適用する参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
(2) 参考図書は設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければ

第3章 業務内容
(作業項目及び数量等)
第3-1条

なお、詳細は別紙 1 作業項目内訳表（作業実施欄の当初）に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
旧機場撤去 実施設計	1 か所	

(設計作業の留意点)
第3-2条

(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

(3) 第2-3条、第2-4条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参

(業務の成果品質
確保対策)
第3-3条

5

(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3－4条	省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、受発注者間で、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ① 設計条件・前提条件 ② 業務計画の妥当性 ③ スケジュール ④ 設計変更内容 ⑤ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地調査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入
--	---

第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 1 打合せ時期 設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) 第3回 中間打合せ(計画・設計段階) 第4回 中間打合せ(細部設計段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 2 打合せ方法及び場所 方法：対面による打合せ 場所：関東農政局手賀沼農地防災事業所
------------------------------------	--

第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果品の提出先) 第5-2条	成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は以下のとおりとする。 〒270-1323 千葉県印西市木下東2-4-1 関東農政局手賀沼農地防災事業所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 (8) その他重要な変更が生じた場合。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。